

検察官の定年ないし勤務延長に関する国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する 会長声明

政府は本年1月31日、2月7日に63歳で定年を迎えることになっていた東京高検検事長の勤務を、国家公務員法の勤務延長規定を根拠に半年間延長するとの閣議決定をした(以下「本件閣議決定」という。)

しかし、検察官は一般の国家公務員とは異なり検察庁法によって定年が規定されている。特別法が一般法に優先するのは理の当然であることから、国家公務員法の規定する定年退職の規定(国家公務員法第81条の2)はもとより、勤務延長の規定(同法第81条の3)も検察官には適用されないと解される。これは内閣、人事院の一貫した法律解釈であって、時の政権が閣議決定によってこの解釈を変更することは検察庁法の規定に明白に違背する。

当会は、本件閣議決定に抗議してその撤回を求めるべく、本年3月30日、「東京高検検事長の勤務延長に関する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」を発しているところである。

しかし、政府の行動は上記にとどまることなく、本件閣議決定の違憲・違法というべき法律解釈について国会内外での厳しい批判にさらされる中、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出し、4月16日、衆議院で審議入りした。

この改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されて次長検事や高検検事長などの役職に就けなくなるとするものである。そして、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている(改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項)。

しかし、この改正案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の人事に介入することが可能となり、検察に対する国民の信頼を失い、さらには、準司法官として職務と責任の特殊性を有する検察官の政治的中立性や独立性が脅かされる危険があまりにも大きく、憲法の基本原理である権力分立の理念に反する。

よって、当会は政府に対し、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」に係る部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう、強く求めるものである。

2020年(令和2年)4月23日

宮崎県弁護士会

会長 成見暁子

